

## 都市計画法第53条に基づく許可申請要領

### ○添付書類一覧

- |  |
|--|
| <ul style="list-style-type: none"><li>① 許可申請書</li><li>② 委任状（申請者と書類提出者が同一の場合は不要）</li><li>③ 誓約書</li><li>④ 承諾書（建築主と敷地所有者が同一の場合は不要）</li><li>⑤ 敷地案内図</li><li>⑥ 公図（コピー可）</li><li>⑦ 配置図</li><li>⑧ 建物各階平面図</li><li>⑨ 建物立面図（2面以上）</li><li>⑩ 建物断面図（2面以上）</li><li>⑪ 矩計図（建築物の主要構造部の構造がわかるもの）</li></ul> |
|--|

- ・ 左記書類一式を綴じたものを2部提出してください。
- ・ 1部を許可後に控として申請者の方へ返却いたします。
- ・ ①③④については、定型の書式をご使用ください。なお、②③④については、署名又は記名押印が必要となります。
- ・ ②については、申請等を代理人に委任される場合は提出してください。
- ・ ④については、建築主と敷地所有者が異なる場合のみ提出してください（両者が同一の場合には必要ありません）。
- ・ ⑦～⑨には、必ず都市計画道路または施設の後退線の位置を記入してください。

※都市計画道路、上田第1次・第2次卸売市場等の都市計画施設の区域又は秋和常磐城土地区画整理事業等の市街地開発事業の施工区域内において建築物の建築をしようとする場合、都市計画法第53条に基づき許可申請が必要となります。許可の基準は都市計画法第54条に基づきます。

### 都市計画法第54条第1項

#### 第1号

当該建築が、都市計画施設又は市街地開発事業に関する都市計画のうち建築物について定めるものに適合するものであること。

#### 第3号

当該建築物が次に掲げる要件に該当し、かつ、容易に移転し、又は除去することができるものであると認められること。

イ 階数が二以下で、かつ、地階を有しないこと。

ロ 主要構造部（建築基準法第2条第5号に定める主要構造部をいう。）が木造、鉄骨造、コンクリートブロック造その他これらに類する構造であること（鉄筋コンクリート造は不可）。

<お問い合わせ先>

上田市役所 都市計画課 調査計画担当

TEL 0268-23-5134（直通）